

平成 29 年度北秋田市職員早期退職募集実施要項

募 集 の 目 的	職員の年齢別構成の適正化を図る。
募集の対象となるべき 職員の範囲	<p>1 退職すべき年月日において、定年から 15 年を減じた年齢以上で勤続期間 20 年以上の職員 … 178 名</p> <p>(1) 一般職の職員 … 45 歳以上 60 歳未満</p> <p>(2) 単純な労務に雇用される職員 … 48 歳以上 63 歳未満</p> <p>2 除外される者</p> <p>(1) 任期を定めて任用された者</p> <p>(2) 退職すべき期日又は退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者</p> <p>(3) 地方公務員法第 29 条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者若しくは募集の期間中に受けた者</p>
募 集 人 数	若干名
募 集 の 期 間	平成 29 年 6 月 9 日（金） ～ 平成 29 年 9 月 29 日（金） ※募集の期間を延長する場合あり。
退 職 す べ き 期 日 又 は 期 間	平成 30 年 3 月 31 日 ※認定後に、事情によって退職すべき年月日を繰上げ又は繰下げする場合あり。
応 募 申 請 書 及 び 応 募 取 下 げ 申 請 書 提 出 先	総務部総務課総務係
認 定 ・ 不 認 定 の 通 知 年 月 日	平成 29 年 10 月 31 日（火）
募 集 に 関 す る 問 合 せ 先	総務部総務課総務係

<p>そ の 他 事 項</p>	<p>1 応募又は応募の取下げ 応募は募集期間中いつでも行うことができ、応募の取り下げは、退職すべき期日が到来するまで、いつでも行うことができる。</p> <p>2 応募の認定 次のいずれかに該当する場合は、不認定とする。</p> <p>(1) 応募がこの早期退職募集実施要項に適合しない場合</p> <p>(2) 地方公務員法第 29 条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合</p> <p>(3) 応募者が（2）に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違にあたる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合又はその他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合</p> <p>(4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合</p> <p>3 認定の失効 認定を受けた応募者が次のいずれかに該当するときは、その認定は効力を失う。</p> <p>(1) 懲戒免職処分を受けて退職したとき及び地方公務員法第 28 条第 4 項の規定による失職又はこれに準ずる退職をしたとき。</p> <p>(2) 退職したその日又はその翌日に再び職員となったとき及び引き続き通算規定のある地方公務員等となり退職手当が支給されない場合に該当したとき。</p> <p>(3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（（1）、（2）に掲げるときを除く。）。</p> <p>(4) 地方公務員法第 29 条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。</p> <p>(5) 応募を取り下げたとき。</p>
<p>備 考</p>	